

令和6年分財産評価基準書正誤表

(関東信越国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号	
埼玉県	—	—	—	
正			誤	
宅地造成費の金額表			宅地造成費の金額表	
1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)			1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)	
表2 傾斜地の宅地造成費			表2 傾斜地の宅地造成費	
傾 斜 度	金 領		傾 斜 度	金 領
3度超 5度以下	21,600 円/m ²		3度超 5度以下	21,600 円/m ²
5度超 10度以下	26,100 円/m ²		5度超 10度以下	26,000 円/m ²
10度超 15度以下	40,800 円/m ²		10度超 15度以下	40,700 円/m ²
15度超 20度以下	57,700 円/m ²		15度超 20度以下	57,600 円/m ²
20度超 25度以下	63,900 円/m ²		20度超 25度以下	63,800 円/m ²
25度超 30度以下	68,300 円/m ²		25度超 30度以下	67,900 円/m ²
(省略)			(同左)	

令和6年分財産評価基準書正誤表

(関東信越国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号
埼玉県	—	—	—
正		誤	
〔傾斜地の宅地造成費の計算例〕 (省略)		〔傾斜地の宅地造成費の計算例〕 (同左)	
○ 宅地造成費の計算 (市街地農地等の評価明細書 (一部抜粋))		○ 宅地造成費の計算 (市街地農地等の評価明細書 (一部抜粋))	
宅地造成費の計算	整地費	整地費 (整地を要する面積) (1 m ² 当たりの整地費) ⑥ 円 m ² × 円	
	整地費 伐採・拔根費	伐採・拔根費 (伐採・拔根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・拔根費) ⑦ 円 m ² × 円	
	整地費 地盤改良費	地盤改良費 (地盤改良を要する面積) (1 m ² 当たりの地盤改良費) ⑧ 円 m ² × 円	
	土盛費	土盛費 (土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 m ³ 当たりの土盛費) ⑨ 円 m ² × m × 円	
	土止費	土止費 (擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 m ³ 当たりの土止費) ⑩ 円 m × m × 円	
	合計額の計算	合計額の計算 ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ ⑪ 円	
	1 m ² 当たりの計算	1 m ² 当たりの計算 ⑪ ÷ ① ⑫ 円	
	傾斜地	傾斜度に係る造成費 (傾斜度) 9 度 ⑬ 円 26,100	
	傾斜地	傾斜度に係る造成費 (傾斜度) 9 度 ⑬ 円 26,000	
	傾斜地	伐採・拔根費 (伐採・拔根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・拔根費) ⑭ 円 480 m ² × 1,000 円 480,000	
	傾斜地	伐採・拔根費 (伐採・拔根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・拔根費) ⑭ 円 480 m ² × 1,000 円 480,000	
	傾斜地	1 m ² 当たりの計算 ⑬ + (⑭ ÷ ①) ⑮ 円 27,100	
(省略)		(同左)	